

指定短期入所生活介護

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
※指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 (2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	※介護保険等関連情報の活用と P D C A サイクルの推進について (4) は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位で P D C A サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム（L I F E）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。 「常勤換算方法」 - 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法若しくは「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置の「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 とし て取り扱うことを可能とする。 「常勤」 - 当該事業所において定められている常勤の従業者が 1 週間に勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。 - 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要	基準 第 3 条 解釈準用 （第 3 の一の 3（1）） 解釈 第 2 の 2

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
第 1 基本方針	指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	件を満たすものである。 ・ 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 ・ 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービス内容となっているか、また利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、提供開始前から終了後に至るまでのサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成し、適切に行われているか。	法第 73 条第 1 項 基準 第 120 条
第 2 人員に関する基準	指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき短期入所生活介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	・ 勤務表により確認する。	法第 74 条第 1 項 基準 第 121 条第 1 項
(1) 医 師	1 以上となっているか。	・ 併設本体施設に配置されている場合であって、当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。	基準 第 121 条第 1 項 第 一 号
(2) 生活相談員	常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 生活相談員のうち1人以上は常勤であるか。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員を常勤で配置しないことができる。		基準 第 121 条第 1 項 第 二 号 基準 第 121 条第 5 項
(3) 介護職員又は 看護職員	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤であるか。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院等との密接な連携により確保しているか。 ※病院等：病院、診療所または訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、併設本体施設を含む。） ※併設本体施設：当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等	[看護職員] 「密接な連携」とは、以下のいずれも満たしている場合のことをいう。 ① 病院等の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。 ② 病院等において、指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また、指定短期入所生活介護事業所において、病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されていること。 ③ 病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。	基準 第 121 条第 1 項 第 三 号 基準 第 121 条第 5 項 基準 第 121 条第 6 項 解釈 第 3 の八の 1(3)
(4) 栄養士	1 以上となっているか。 ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護	・ 併設事業所は、本体施設に配置させていて当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務可。 ・ 「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ること	基準 第 121 条第 1 項 第 四 号 解釈 第 3 の八の 1(5)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	の利用者）の数の上限をいう。）が 40 人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。	により、適切な栄養管理が行われている場合をいう。	
(5) 機能訓練指導員	1 以上となっているか。 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としているか。 ※「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者とする。はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	- 当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 - 利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活指導員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。	基準 第 121 条第 1 項 第 五号 基準 第 121 条第 7 項 解釈 第 3 の八の 1(4)
(6) 調理員その他の従業者	当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数となっているか。		基準 第 121 条第 1 項 第 六号
(7) 利用者の数	従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数によって算定しているか。		基準 第 121 条第 3 項
2 特別養護老人ホームを利用する場合の従業者の員数	特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき短期入所生活介護従業者の員数は、上記の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	特別養護老人ホームを利用する場合とは、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定短期入所生活介護を行う特別養護老人ホームを意味するものである。	基準 第 121 条第 2 項 解釈 第 3 の八の 1 (1) ①
3 特別養護老人ホーム等に併設される事業所の場合の従業者の員数	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（特別養護老人ホーム等）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（併設事業所）については、老人福祉法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第 2 の 1 の従業者の員数に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。	「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。 ※医師、栄養士、機能訓練指導員 併設本体施設に配置されている場合であつて、当該施設に支障がない場合は兼務可。 ※生活相談員、介護職員又は看護職員 特別養護老人ホームと併設事業所の利用者数とを合算した数について、常勤換算法により必要とされる従業者の数とする。	基準 第 121 条第 4 項 解釈 第 3 の八の 1 (1) ②
7 みなし規定	指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所にお		基準 第 121 条第 8 項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
8 管理者 第3 設備に関する基準 1 利用定員等	いて一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第129条第1項から第7項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記1から5に規定する基準を満たしているものとみなしているか。 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	他の事業所、施設等の職務に従事する場合、事業の内容は問わないが、例えば管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定短期入所生活介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは一般的には管理業務に支障があると考えられる。	基準 第122条
	(1) 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 ただし、基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合（空床を利用してショートステイを行う場合）にあつては、この限りでない。 (2) 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満としているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第131条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、(1)及び(2)に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	「併設され一体的に運営される場合」とは、併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。	法第74条第2項 基準 第123条第1項 基準 第123条第2項 解釈 第3の八の2(1) 基準 第123条第3項
	(1) 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法第2条第九号の二に規定する耐火建築物）であるか。 ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）とすることができる。 ① 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室等であり、「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ② 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	- 居室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。 - また、居室等を2階又は地階に設ける場合であっても、②に掲げる要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。	基準 第124条第1項 解釈 第3の八の2(2)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長と相談の上、計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ 訓練については、計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 (2) (1)の規定にかかわらず、県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	・ 「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、以下の点を考慮して判断すること。 ① 主眼事項2の(2)の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 ② 日常生活における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。 ③ 管理者及び防火管理者は、事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 ④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。	基準 第124条第2項 解釈 第3の八の2(3)
3 設備及び備品等	指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けなくても差し支えない。 ① 居室 ② 食堂 ③ 機能訓練室 ④ 浴室 ⑤ 便所 ⑥ 洗面設備 ⑦ 医務室 ⑧ 静養室 ⑨ 面談室 ⑩ 介護職員室 ⑪ 看護職員室 ⑫ 調理室 ⑬ 洗濯室又は洗濯場 ⑭ 汚物処理室 ⑮ 介護材料室 併設事業所の場合にあっては、上記にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（併設本体施設）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障	・ 事業所の設備については、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより事業所の効果的な運営が図られ、かつ、事業所の利用者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、利用者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けることができる。 なお、事業者が利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。 ・ 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けているか。 ・ 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りる。 ・ 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けているか。	基準 第124条第3項 解釈 第3の八の2(4) 解釈 第3の八の2(8) 解釈 第3の八の2(9) 基準 第124条第4項 解釈 第3の八の2(10)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
4 設備の基準	がないときは、当該併設本体施設の①から⑮に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することは差し支えない。 基準第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、着眼点3及び5（1）にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。		基準 第124条第5項
(1) 居 室	① 1の居室の定員は、4人以下となっているか。 ② 利用者1人あたりの床面積は、10.65平方メートル以上となっているか。 ③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。		基準 第124条第6項 第 一 号
(2) 食堂及び機能訓練室	① それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ② ①にかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所で差し支えない。 (経過措置) 平成12年4月1日現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記（1）の①及び②並びに（2）の規定は適用しない。		基準 第124条第6項 第 二 号 基準附則第3条
(3) 浴 室	要介護者が入浴するのに適したものか。	・ 浴室、便所、洗面所の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮されているか。	基準 第124条第6項 第 三、四、五号
(4) 便 所	要介護者が使用するのに適したものか。		
(5) 洗面設備	要介護者が使用するのに適したものか。		
5 その他の構造設備の基準	(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上となっているか。 ただし、中廊下の幅は2.7メートル以上となっているか。 (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。 (3) 階段の傾斜を緩やかにしているか。 (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 (5) 居室等（居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室）が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。 ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。 (経過措置) 平成12年4月1日現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記の規定は適用しない。	・ 廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下である。 ・ 傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかに、表面は袒面又は滑りにくい材料で仕上げるものとなっているか。 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。	基準 第124条第7項 解釈 第3の八の2(6) 解釈 第3の八の2(7) 解釈準用 (第3の六の2(3)) 基準附則第3条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
6 みなし規定	指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第132条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記1から5に規定する基準を満たしているものとみなしているか。		基準 第124条第8項
第4 運営に関する基準			法第74条第2項 基準第125条
1 内容及び手続の説明及び同意	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。 〈重要事項の主な項目〉 ① 運営規程（概要） ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、結果の開示状況）等	- 重要事項を記した文書を交付して説明しているか。 - 重要事項を記した文書に不適切な明文事項はないか - 利用者の同意は、どのように得ているか。書面によって確認することが望ましい。 〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条（短期入所生活介護従業者の員数）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。	解釈 第3の八の3(1) 解釈準用 第3の一の3(19)①
2 指定短期入所生活介護の開始及び終了	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、 <u>一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に</u> 、指定短期入所生活介護を提供しているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めているか。		基準 第126条
3 提供拒否の禁止	指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	(正当な理由の例) ① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合	基準第140条 準用(第9条) 解釈準用 (第3の一の3(3))
4 サービス提供困難時の対応	指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		基準第140条 準用(第10条)
5 受給資格等の確認	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提	短期入所生活介護計画等に、保険者番号、要介護状態	基準第140条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	区分、有効期間等を記載していることが望ましい。	準用 （第11条第1項）
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めているか。	・ 認定審査会意見とは、指定居宅サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係るものである。	基準第 140 条 準用 （第11条第2項）
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとっているか。	基準第 140 条 準用 （第12条第1項）
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	・ 通常更新申請については、有効期間の終了する 60 日前から遅くとも 30 日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。	基準第 140 条 準用 （第12条第2項）
7 心身の状況等の把握	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	・ サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。	基準第 140 条 準用（第13条）
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	・ 居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合利用者は全額利用料を支払う必要があるため、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。	基準第 140 条 準用（第15条）
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	・ 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。短期入所生活介護計画の作成にあたっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。	基準第 140 条 準用（第16条）
10 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又	・ 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残日数やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。	基準第 140 条 準用（第19条）
		・ 利用者が所持する書面（例えば、指定居宅介護支援事業者が利用者に交付する利用票）への記録が想定される	解釈準用 （第3の一の3）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
11 利用料等の受領	はこれに準ずる書面に記載しているか。	が、これに代わる記録票でもよい。	(10)①)
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第一号に規定する食費の基準費用額を限度とする。） ② 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第二号に規定する居住費の基準費用額を限度とする。） ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合（送迎加算）を除く。） ⑥ 理美容代 ⑦ ①から⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 なお、⑦の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取扱われているか。	・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。 ・ 定められた利用者負担額（1割～3割相当額）の支払いを受けているか。 ・ 割引率の設定を県に届けずに端数処理等不適正な処理を行っていないか。 ・ 費用の全額（10割）の支払いを受けているか。 ・ 保険給付の対象外の便宜に係る費用はその実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 ・ 嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。 ・ ①から④までの費用については、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針」及び「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」の定めるところによるものとする。 ・ 左記⑥は、実費相当額。	鹿児島県条例 基準 第127条第1項 基準 第127条第2項 基準 第127条第3項 解釈 第3の八の3(3) ②

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。ただし、(3)①から④に掲げる費用に係る同意については、文書で行っているか。 (5) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第 65 条）で定めるところにより領収証を交付しているか。 (6) 指定短期入所生活介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	- 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 - 支払いに同意する旨の文書に署名を受けているか。 - 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。 - 消費税の取扱いは適正か。 - 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） - 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。	基準 第 127 条第 5 項 法第 41 条第 8 項 規則第 65 条
12 保険給付の請求のための証明書の交付	指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。様式は基本的には介護給付費請求明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。	基準第 140 条 準用(第 21 条)
13 指定短期入所生活介護の取扱方針	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。 (2) 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。 (3) 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 指定短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 〈身体的拘束等の具体的行為〉 ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲	「相当期間以上」とは、概ね 4 日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4 日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。 - サービスの提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含む。	基準 第 128 条 解釈 第 3 の八の 3 (4) ① 解釈 第 3 の八の 3 (4) ② 基準 第 128 条第 4 項 平 13 老発 155 （身体拘束ゼロへの手引き）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 (5) 指定短期入所生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。 (6) 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③Z介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施しているか。	・ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ・ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 ・ 当該記録は、2年間保存しなければならない。 ・ 身体的拘束等適正化検討委員会とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ・ 報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のことを想定 イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備 ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生	基準 第 128 条第 5 項 平 13 老発第 155 の 6

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
		ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告 ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、口により報告された事例を集計し、分析 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、事例の適正性と適正化策を検討 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価 ・ 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ・ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 ・ 研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。 ・ 介護職員の資質向上のため研修の機会等を計画的に設けているか。 【短期入所生活介護計画作成の留意点】 ① 計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。 ② 計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を確保するため、事業所の管理者は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付すること。 交付した計画は、2年間保存しなければならない。 ③ 計画の作成に当たっては、居宅計画サービスを考慮し	基準 第 128 条第 6 項（法第 73 条第 1 項） 基準 第 129 条第 1 項 解釈 第 3 の 8 の 3 (5) ① 解釈 第 3 の 8 の 3 (5) ③ 基準 第 129 条第 2 項 基準
14 短期入所生活介護 計画の作成	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。 (2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画		

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
15 介 護	の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	つつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。	第 129 条第 3、4 項
	(4) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	④ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めること。	解釈 第 3 の八の 3 (5) ④、⑤
16 食 事	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	・ 介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活への復帰を念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行っているか。	基準 第 130 条
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきを行っているか。	・ 入浴の実施に当たっては、事前の健康管理で入浴困難な場合は、清しきを実施するなどで利用者の清潔保持に努めているか。	解釈 第 3 の八の 3 (6)
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	・ トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施しているか。	
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	・ おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施しているか。	
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	・ 生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1 日の生活の流れに沿って、利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。	
	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定め、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させているか。		
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。		
	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。	・ 調理方法、味付け、盛り付け、配膳等は利用者の嗜好に配慮した食事が提供されているか。	基準 第 131 条第 1 項 解釈 第 3 の八の 3 (7)①
	(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況が明らかにされているか。	・ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降となっているか。	解釈 第 3 の八の 3 (7) ③
	(3) 食事の提供に関する業務は指定短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、第三者に委託する場合には、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合に、当該事業者の最終的責任の下で委託しているか。		解釈 第 3 の八の 3 (7) ④
	(4) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。		解釈 第 3 の八の 3 (7) ⑤

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
	(5) 利用者に対しては、適切な栄養食事相談を行っているか。				解釈 第 3 の八の 3
	(6) 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。				基準 第 131 条第 2 項
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。				
17 機能訓練	指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。			・ 機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果が十分に配慮されているか。	基準第 132 条 解釈 第 3 の八の 3 (8)
18 健康管理	指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。			・ 医療を受けた場合や在宅に復帰した後に指定短期入所生活介護事業所での利用者の健康管理状況を把握できるようになっているか。	基準第 133 条
19 相談及び援助	指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。			・ 常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図るものとなっているか。	基準第 134 条 解釈 第 3 の八の 3 (10)
20 その他のサービスの提供	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。			・ レクリエーション行事については、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、日常生活の自立を助けるためのものか。	基準 第 135 条 解釈 第 3 の八の 3 (11)
21 利用者に関する市町村への通知	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。			・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、事業者は、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。	基準第 140 条 準用 (第 26 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 の (15))
22 緊急時等の対応	(1) 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 (2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。			・ 緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から必要な情報を得ていることが必要になる。 ・ 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましい。	基準第 136 条 解釈 第 3 の八の 3 (12) ①、②
23 管理者の責務	(1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に、短期入所生活介護の運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。			・ 介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供をおこなうため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を、一元的に行える状況にあるか。 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど、当該指定短期入所生活介護事業所の管理業務に支障がないといえるかどうか。	基準第 140 条 準用 (第 52 条)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
24 運営規程	指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員（第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。） ④ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の送迎の実施地域 ⑥ サービス利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項 上記⑩の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。	- 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。変更があった場合、変更届が適正になされているか。 - 利用定員については、空床利用型の定員は含めない。 - 通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。 - サービス利用に当たっての留意事項は、利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項であり、入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等を指す。 〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、住宅基準第121条（指定短期入所生活介護従業者の員数）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	基準第137条 解釈 第3の八の3(13) 解釈準用 （第3の一の3の(19)①） 解釈準用 （第3の一の3の(19)⑤）
25 勤務体制の確保等	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしているか。 空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあっては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば差し支えない。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、事業所の従業者以外による提供が可能である。 (4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 その際、当該短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	- 利用者の居宅サービス計画に基づいた勤務計画（予定）表などを作成し、適切なサービス提供に努めているか。 - 管理者、機能訓練指導員等が併設本体施設等と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。 - 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行ってもかまわない。 【認知症介護に係る基礎的な研修】 - 新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。	基準第140条 準用 （第101条第1項） 解釈準用 （第3の六の3(5) ①） 基準第140条 準用 （第101条第2項） 基準第140条 準用 （第101条第3項） 解釈準用 （第3の二の3(6)③）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。 ※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。	〈当該義務付けの対象とならない者〉 - 各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者 - 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 ・ 事業主には、職場におけるハラスメント（※1）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 ・ セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉（指針） 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号） 「パワーハラスメント指針」（※2）（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）（留意事項） a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 〈事業主が講じることが望ましい取組について〉 - パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている - 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、‘事業主が講ずべき措置の具体的内容’ の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。	基準第 140 条 準用 （第 101 条第 4 項） 解釈準用 （第 3 の一の 3 (21)④） ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項 ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
26 業務継続計画の策 定等	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	- 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 - 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 - 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 - 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 【業務継続計画の記載項目等】 - 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 - 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 イ 感染症に係る業務継続計画 - 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） - 初動対応 - 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 - 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） - 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） - 他施設及び地域との連携 【研修の内容】 - 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 - 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 - 研修の実施内容についても記録すること。 - 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。	基準第 140 条 準用 （第 30 条の 2） 解釈 第 3 の八(14) 解釈準用 （第 3 の六の 3 (6)）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
27 定員の遵守	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して、同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 ① 第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所（空床利用型）にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 ② ①に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 (2) 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、(1)①及び②に掲げる利用者数を超過して、静養室において指定短期入所生活介護を行っているか。	【訓練（シミュレーション）】 - 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。 - 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 - 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ・ 県に提出した運営規程に定められている利用定員を超えていないか。 ・ 超えて提供した場合は、減算措置が適正に実施されているか。 ・ 事業者は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、事業所の利用定員を超えて指定短期入所生活介護を行うことができるが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に必要性を認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合においても、利用者数を超過して指定短期入所生活介護を行うことが認められる。 この場合、居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行うととしているが、あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められ、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に行うものとする。 なお、事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人まで認められるものであり、定員超過利用による減算の対象とはならない。	基準 第138条第1項 解釈 第3の八の3(15) 基準 第138条第2項
28 非常災害対策	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に通知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なっているか。 なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせているか。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	・ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 ・ 鹿児島県条例により定められているもの ①非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。 ②当該具体的計画の概要を、利用者及び従業者に見やすいように掲示すること。 ③地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。	基準第140条 準用(第103条) 解釈準用 (第3の六の3(7))

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	② 当該指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 - 当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 - 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 - 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 - 短期入所生活介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 - 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 - 研修の実施内容についても記録すること。 - 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 - 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。 - 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 - 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	基準第 140 条 準用 （第 104 条第 2 項） 解釈準用 （第 3 の六の 3（8））
30 掲 示	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※重要事項 - 運営規程の概要、 - 短期入所生活介護従業者の勤務体制 - 事故発生時の対応 - 苦情処理の体制 - 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） 等	- 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 - 掲示事項の内容が実際に行っているサービス内容と一致しているか。 重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意すること。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 短期入所生活介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第	基準第 140 条 準用（第 32 条） 解釈準用 （第 3 の一の 3（24））

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	140 条の 44 各号に掲げる基準に該当する指定短期入所生活介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第 32 条第 3 項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第 1 項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第 2 項や居宅基準第 217 条第 1 項の規定に基づく措置に代えることができること。 - 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定短期入所介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。 - ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	基準第 140 条 準用(第 32 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 の (24))
31 秘密保持等	(1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	- 従業者の資質向上を図るための研修会等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。 - 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 - 個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がなされ、あらかじめ文書による同意を得ているか。	基準第 140 条 準用（第 33 条）
32 広 告	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	特に、利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か確認する。	基準第 140 条 準用(第 34 条)
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		基準第 140 条 準用(第 35 条)
34 苦情処理	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する等しているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	- 苦情処理の相談窓口があるか。 - 苦情処理体制、手続きが定められているか。 - 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 - ウェブサイトは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	基準第 140 条 準用（第 36 条） 解釈準用 (第 3 の一の 3 (28)①) 解釈準用

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 (6) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (7) 指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	・ 保険者である市町村についても、国民健康保険団体連合会と同様に、指定短期入所生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行うことができる。	(第3の一の3 (28)②) 基準第 140 条 準用(第 36 条)
35 地域等との連携	指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	・ 短期入所生活介護計画の作成に反映させているか。(地域の自治会との交流、ボランティアの受入れ等)	基準第 139 条
36 地域との連携	指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	・ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	基準第 140 条準 用(第 36 条の 2)
37 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。※令和9年3月31日まで努力義務	※ 居宅基準第 139 条の2は、介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものである。 なお、本条の適用に当たっては、令和6年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされている。本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。 ※ また、本委員会は、定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。	基準 第 139 条の 2 解釈 第 3 の九の 2 (19)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
		※ あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ※ なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	
38 事故発生時の対応	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (4) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	・ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ・ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	基準第 140 条 準用 (第 37 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 (30) ③)
39 虐待の防止	指定短期入所生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	○次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じること。 ・ 虐待の未然防止 指定短期入所生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にとそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。	基準第 140 条 準用 (第 37 条の 2) 解釈 第 3 の八の 3 (18) 解釈準用 (第 3 の一の 3 (31))

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	① 当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底を図っているか。 ※「虐待防止検討委員会」：虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会	・虐待等の早期発見 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定短期入所生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会 ・管理者を含む幅広い職種で構成する。 ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。 ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉 ・事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること。 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること - ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	基準第 140 条 準用 （第 37 条の 2） 解釈 第 3 のハの 3 （18） 解釈準用 （第 3 の一の 3 （31））

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	② 当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に 関すること ② 虐待の防止のための指針 ・「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 ・ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 ・ 研修の実施内容についても記録することが必要である。 ・ 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・ 指定短期入所生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 ・ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 ・ 同一事業所内での複数担当※の兼務や他の事業所・施設等との担当※の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	基準第 140 条 準用 （第 37 条の 2） 解釈 第 3 の八の 3 （18） 解釈準用 （第 3 の一の 3 （31））

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
40 会計の区分	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。		基準第 140 条 準用(第 38 条) 平 13 老振発第 18 号
41 記録の整備	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しているか。 ① 短期入所生活介護計画 ② 基準第 19 条第 2 項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第 128 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 基準第 26 条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 基準第 36 条第 2 項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 基準第 37 条第 2 項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	・ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 ・ 左記(2)の①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を 5 年間とする。	基準 第 139 条の 2 解釈 第 3 の八の 3 (19)
第 5 共生型居宅サービスに関する基準 1 共生型短期入所生活介護の基準	短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第 118 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設を一体的に運営を行う事業所又は指定障害者施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所（以下、「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき次の基準を満たしているか。 (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 9.9 平方メートル以上であるか。 (2) 指定短期入所事業所の従業員の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であるか。 (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	・ 対象は、併設事業所及び空床利用型事業所に限る。 (1) 従業者の員数及び管理者 ① 従業者 指定短期入所事業所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上。 昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分 5 とみなして計算すること。 ② 管理者 指定短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、解釈第 3 の八の 1 の(6)を参照すること。なお、共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務することは差し支えないこと。	基準 第 140 条の 14 解釈 第 3 の八の 5

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
2 準 用	第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第36の2（第2項を除く。）から第38条まで、第52条、第101条、第103条、第104条、第120条及び並びに第9章第4節（第140条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。	(2) 設備に関する基準 指定短期入所事業所の居室の面積が、当該短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で除して得た面積が9.9㎡以上であること。 その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる。 なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。 (3) 運営等に関する基準 第3の一の3の(3)から(7)まで、(10)、(12)、(15)、(24)、(25)、(27)から(30)まで及び(32)、第3の二の3の(4)及び第3の六の3の(5)から(7)まで並びに第3の八の3の(1)から(19)までを参照されたいこと。 この場合において、準用される居宅基準第137条第3号及び第138条の規定について、指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の居室のベッド数と同数とすること。つまり、短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となること。例えば、併設事業所で利用定員20人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えないこと。	基準 第140条の15 解釈 第3の八の5(4)
第6 変更の届出等	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定短期入所生活介護事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。	・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 当該事業を特別養護老人ホームにおいて行う場合又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨 ⑤ 建物の構造概要及び平面図（当該事業を併設事業所において行う場合、併設本体施設又はユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 ⑥ 当該事業を特別養護老人ホームにおいて行うときは、当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは事業開始時の利用者の推定数 ⑦ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑧ 運営規程 ⑨ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	法第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第8号 法第75条第2項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
第 7 電磁的記録等	(1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 11 条（受給者証の確認）第 1 項並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	【電磁的記録について】 - 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 (1) 電磁的記録による作成 - 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存 - 以下の①②のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってきた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) 電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 【電磁的方法について】 - 利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、施設等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。 ① 電磁的方法による交付 基準省令第 4 条第 2 項から第 6 項までの規定に準じた方法によること。 ② 電磁的方法による同意 例えば電子メールにより入所者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 ③ 電磁的方法による締結 利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。	基準 第 217 条 解釈 第 5 雑則 基準 第 217 条 解釈 第 5 雑則

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
		④ その他、左記(2)において電磁的方法によることができるとされているものは、上記①から③までに準じた方法によること。ただし、基準省令又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ⑤ 電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	